

「週休2日モデル工事」の実施について

令和3年3月
入札監理課

働き方改革関連法の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇の改善等が求められております。

このため、本市において、建設業における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境の改善に向けた意識の向上を図るため、「週休2日モデル工事」を実施しますので、下記のとおりお知らせします。

記

1 適用年月日

令和3年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

2 対象工事

現場作業を行う期間が1か月以上の全ての工事を対象とする。

ただし、特に緊急を要する工事、施工時期等に制約がある工事は対象外とする。

3 発注方式

「受注者希望型」

受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

4 実施方法

(1) 受注者は、契約後速やかに「週休2日」の実施希望の有無について、発注者に書面で協議する。

(2) 実施を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに週休2日の実施に必要な工期について発注者に協議し、発注者は、工期の延伸が必要と認められる場合に、契約変更を行う。

5 確認方法

発注者は、現場閉所状況がわかる実施工程表や出勤簿等により、「週休2日」の実施状況を確認する。

6 補正方法

精算時に、「4週6休以上」の達成が確認できた場合は、経費の補正を行う。

7 工事成績評定

現場閉所状況に応じて、工事成績評定表の「工程管理A」と「工程管理B」において、評価する。なお、週休2日を達成できなかった場合であっても、減点を行わない。